

快適で安全な接続サービス提供への取り組み 新旧対照表 2024年4月1日改正

改正後	備考	改正前
<p>3. 安心・安全にIoT 機器をご利用いただくための取り組み お客様に注意喚起を行うことがあります。</p> <p>当社は、信頼できる第三者からの情報提供により以下の情報を得て、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社のサービスの提供に支障の生じる蓋然性が具体的にある場合は、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する会員情報または通信履歴等と照合して、当該端末を利用している会員を特定し、当該会員に対し、メールまたは書面の送付等を通じて注意喚起を行うことがあります。</p> <p>1. <u>サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる端末の IP アドレスおよびタイムスタンプの情報</u></p> <p>2. マルウェアに感染している可能性が高い端末の IP アドレス、ポート番号またはタイムスタンプの情報</p>	<p>(変更)</p>	<p>3. 安心・安全にIoT 機器をご利用いただくための取り組み お客様に<u>マルウェア感染に関する注意喚起</u>を行います。</p> <p>当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、<u>脆弱性を有する端末の IP アドレスおよびタイムスタンプの情報</u>を得た場合に、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社のサービスの提供に支障の生じる蓋然性が具体的にある場合は、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する会員情報または通信履歴等と照合して、当該端末を利用している会員を特定し、当該会員に対し、メールまたは書面の送付等を通じて注意喚起を行うことがあります。</p> <p>また、当社は、信頼できる第三者からの情報提供または当社の個別検知等により、<u>マルウェアに感染している可能性が高い端末の IP アドレス、ポート番号またはタイムスタンプの情報</u>を得た場合に、<u>注意喚起して事前の対処を求めなければ当社のサービスの提供に支障が生じる蓋然性が具体的にある場合には、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する会員情報または通信履歴等と照合して、当該端末を利用している会員を特定し、当該会員に対し、メールまたは書面の送付等を通じて注意喚起を行うことがあります。</u></p>